

## 対象事業一覧

メニュー	支援対象	補助率等
1 協議会運営、調査・調整、計画作成、普及	協議会事務局が自ら、又は委託して行う協議会運営、調査・計画作成、間伐・路網等計画・間伐材供給・需要等の調整、地域材利用拡大等森林整備加速化・林業再生事業の普及の取組	定額（10/10）
2 間伐	市町村、森林組合等が行う間伐	定額 平均250千円/ha以内 （アクセス道整備を含む場合450千円/ha以内）
3 路網整備	市町村、森林組合等が行う路網、（中核的な作業道、基幹作業道及び作業路）の整備	定額 ・中核的作業道 50千円/m以内 ・基幹的作業道 14千円/m以内 ・作業路 2千円/m以内
4 森林境界の明確化	市町村、森林組合等が行う間伐等の実施に必要な森林境界の明確化の取組	定額 45千円/ha以内
5 里山再生対策	市町村、森林組合等が行う里山再生のための侵入竹の除去、森林病虫害対策、広葉樹林等の再生（鳥獣害対策）、修景等環境保全等の取組	定額 侵入竹の除去 300千円/ha以内 森林病虫害対策 40千円/m <sup>3</sup> 以内 広葉樹林等の再生 500千円/ha以内 （附帯施設整備を実施する場合は800千円/ha以内） 修景等環境保全 125千円/ha以内 現地調査・合意形成 30千円/ha以内 （ソフト対策として上記に上乘せ可）
6 高性能林業機械	森林組合、林業者の組織する団体、林業事業者等の高性能林業機械の導入の取組	1/2以内 （素材生産量（導入後3年間の年平均の計画）1,000m <sup>3</sup> 当たり200万円）
7 木材加工流通施設整備 （1）製材合板等  （2）燃料チップ等	製材工場、合板工場等が行う加工施設、保管庫等流通施設の整備  燃料用チップ、ペレット等の加工業者が行う燃料用チップ、ペレット等の加工流通施設の整備	定額（1/2以内）  定額（1/2以内） 加工施設 年間加工量1m <sup>3</sup> 当たり7千円以内 保管施設 保管量1m <sup>3</sup> 当たり5千円以内
8 木造公共施設整備	市町村等が行う地域材を活用した公共施設等の整備	定額（1/2以内） 部材費 地域材の利用量1m <sup>3</sup> 当たり50千円以内 建築費 床面積1m <sup>2</sup> 当たり135千円以内
9 バイオマス利用施設整備	温泉、公共施設等における燃焼用ボイラーの整備、発電事業者が行うボイラーの改良等	定額（1/2以内）燃料用チップ等の年間利用量（チップ換算）1m <sup>3</sup> 当たり50千円以内
10 特用林産施設整備	木炭、竹、きのこ等特用林産物の生産加工施設等の整備	定額（1/2以内）
11 間伐材安定供給コスト支援	燃料用チップ、ペレット等の加工業者が、間伐材の安定取引協定に基づき、燃料用間伐材を、伐採、搬出、運搬等のコストに見合う価格で安定的に買い取る取組	定額 間伐材買入量1m <sup>3</sup> 当たり3千円以内 （協定に基づく買入開始から最大2年間。2年目は半額）
12 流通経費支援	素材生産業者、製材工場等が、間伐材の安定取引協定に基づく協定価格での安定的な取引	定額（運搬距離に応じて2段階に設定） 運搬距離 概ね50km以上 1m <sup>3</sup> 当たり1,000円以内 運搬距離 概ね100km以上 1m <sup>3</sup> 当たり2,000円以内 （協定に基づく原木の運搬開始から最大2年間。2年目は半額）
13 利子助成	素材生産業者、製材工場等による安定供給協定の実施に資する原料の積極的な手当及び資金回収の長期化に対応するための資金の借入	定額（利子（上限利率3%）の2/3を助成）
14 地域材利用開発支援	地域材の新たな利用法を開発する製材工場等が行う製品化に向けた実証試験等の取組	定額

★ 「補助率等」欄の内容については、確定していません。